

令和5年4月

保護者様

浅口市立小中学校園長

インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いについて

平素より本校・園の教育活動にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、日々、基本的な感染症対策の徹底等、ご協力いただきまして感謝申し上げます。

令和2年10月16日付け保健第222号「インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いの変更について」が岡山県教育庁保健体育課より発出されました。これにより、インフルエンザ流行期に治癒証明書の取得のために医療機関を再度受診することによる他の感染症に罹患するリスク及び保護者の負担等を考慮し、県立学校におけるインフルエンザに係る治癒証明書の取扱いが変更となりました。

本市においても、浅口医師会のご助言をもとに、令和2年11月1日より、インフルエンザに係る治癒証明書の取扱いを県立学校と同様に変更していますので、以下のようにご対応ください。

引き続き、感染症拡大防止へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

記

(1) 「インフルエンザ」の治癒証明書について

お子様がインフルエンザに罹患し、再登校する場合、治癒証明書を学校へ提出する必要はありません。その代替として、保護者が罹患報告書に記入し、お子様が再登校する際に学校園に提出してください。

(2) 「その他の感染症」の治癒証明書について

インフルエンザ以外の学校保健安全施行規則第18条に規定する感染症に罹患し、再登校する場合、治癒証明書（学校でのお渡しになります）を学校園に提出してください。

(3) その他

インフルエンザやその他の感染症の診断を受けた場合は、速やかに学校に連絡をしてください。学校に連絡があった日から「出席停止」となります。

なお、発熱やせき等の風邪症状による欠席については、新型コロナウイルス感染症防止対策のため、「出席停止」扱いとなります。（この場合、治癒証明書等の提出は必要ありません。）